

必要な持ち物

◇交付通知書（はがき）、◇通知カード

◇本人確認書類（15歳未満の者又は成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要です。）

- ① 次のうち1点 住民基本台帳カード（写真付きに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
- ② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」か「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点
（例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等

◇代理権の確認書類（15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人のみ）

戸籍謄本その他の資格を証する書類（ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「ご本人が15歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要）

◇住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

個人番号カード交付時に回収しますので必ずお持ちください。

暗証番号の設定

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号
（英数字6文字以上16文字以下。英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要）
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号
②③④の暗証番号は数字4桁です。なお、②③④の暗証番号は同じものとすることができます。

代理人がお越しになる場合

ご本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。

代理人交付に必要な持ち物

- ◇交付通知書（はがき）
- ◇ご本人の本人確認書類・・・「必要な持ち物の本人確認書類①を2点」または、「必要な持ち物の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ」または、「必要な持ち物の本人確認書類②を3点（うち写真付き1点以上）」
- ◇代理人の本人確認書類・・・「必要な持ち物の本人確認書類①を2点」または、「必要な持ち物の本人確認①②をそれぞれ1点ずつ」
- ◇代理権の確認書類・・・**法定代理人の場合**：戸籍謄本その他の資格を証明する書類（ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要）**その他の場合**：委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料
なお、交付通知書（はがき）の「委任状」欄に記入しご持参いただいたものでも可能となります。
- ◇通知カード
- ◇住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）*個人番号カード交付時に回収しますので必ずお持ちください。
- ◇ご本人の出頭が困難であることを証する書類
（例）診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証する書類等

住民基本台帳カード・住基カード向け公的個人 認証サービス（電子証明書）をご利用の方へ

平成28年1月から個人番号カードの交付開始に伴い、平成27年12月末をもって住民基本台帳カードおよび住民基本台帳カード向け公的個人認証サービスの発行業務が終了いたします。

住民基本台帳カードの発行業務終了日

平成27年12月28日（16時45分受付終了）

これ以降は住民基本台帳カードの発行交付・更新はできませんのでご注意ください。

※平成27年12月28日までに発行された住民基本台帳カードについては有効期間（発行日から10年間）まで利用することができます。

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス（電子証明書）の発行終了日

平成27年12月22日（16時45分受付終了）

これ以降は電子証明書の発行・更新はできませんのでご注意ください。

※平成27年12月22日までに発行された電子証明書については有効期間（発行日から3年間）まで利用することができます。

e-Taxをご利用される方へ

平成27年12月22日をもって住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス（電子証明書）の発行・更新が終了することから、電子証明書の有効期間が確定申告を控えている時期に満了を迎える場合は平成27年12月22日までに電子証明書を更新していただくか、個人番号カードへの切り替えが必要となります。

ただし、個人番号カードについては全国民の申請・受付からカード作成まで地方公共団体情報システム機構が一括して行います。そのため、平成28年1月からの交付開始時期は個人番号カードの申請が集中することにより、交付までに時間がかかることが懸念されます。

平成28年の確定申告に利用される方は、電子証明書の有効期限をご確認のうえ、早めの手続きをお勧めします。

【問合せ先】町民課 ☎（240）7111

インフルエンザ予防接種の助成を実施しています

〈助成期間 10月1日～1月31日 ※昨年より一か月延長しました！〉

茨城町では、10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をしています。

対象の方には予診票を郵送しております。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。次に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ① 予診票を紛失した方
 - ② 9月以降に町に転入した方
 - ③ 町外の小中学校に通学している方
- なお、平成27年冬のインフルエンザワクチンは、4価ワクチンになります。

小児インフルエンザ予防接種（任意予防接種）

○対象者 町内に住所を有する

1歳以上中学3年生まで

○助成額及び回数 1回につき千円を助成します（2回まで）。

※実施医療機関に千円を差し引いた額をお支払いください。

○受け方

- ① 実施医療機関一覧（予診票に同封）にある医療機関に予約を取ります。
- ② 接種日に医療機関に予診票と母子健康手帳をお持ちください。 ※予診票は、未就学児は個別に郵送、就学児には学校を通して配布しています。

高齢者インフルエンザ予防接種（定期予防接種）

○対象者 町内に住所を有する

① 65歳以上の方

② 60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳（内部機能障害）1級に障害のある方

○助成額及び回数 2千円を一回に限り助成 ※実施医療機関に2千円を差し引いた額をお支払いください。

○受け方

- ① 県内の医療機関（茨城県医師会協力医療機関）に予約を取ります。
- ② 接種日に医療機関に予診票と被保険者証をお持ちください。 ※予診票は、対象の方に郵送しております。



【問合せ先】健康増進課

☎（240）7134